

平成27年度前橋市組合等土地区画整理事業補助金交付要項

平成27年4月1日から適用

取扱担当課

①前橋市役所区画整理課（9階）

電話 027-898-6912（直通）

027-224-1111（内線3912）

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

<p>交付目的</p>	<p>土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第2項に規定する土地区画整理組合又は同条第3項に規定する区画整理会社（以下これらを「組合等」といいます。）が施行する土地区画整理事業（以下「事業」といいます。）を助成し、健全な市街地の形成を図り、公共の福祉の増進に役立てることを目的とします。</p> <p>なお、本要項における「助成措置」とは、市が組合等に対して行う補助金の交付及び技術指導をいいます。</p>				
<p>内容</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="295 846 486 913"> <p>補助事業者</p> </td> <td data-bbox="486 846 1394 913"> <p>組合等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 913 486 2103"> <p>交付の対象となる事業の要件及び経費</p> </td> <td data-bbox="486 913 1394 2103"> <p>1 助成措置の対象となる事業要件は、次に該当するものです。</p> <p>(1) 本市の都市計画に従うこと（公共施設等に関し市と設計協議（設計変更を含む）が成立していること。）。</p> <p>(2) 市街化区域内又は都市計画用途地域内において施行するものであること。</p> <p>ただし、市街化調整区域内の場合は市街化区域に隣接する区域、又は市の都市計画マスタープランで位置づけられている新市街地とし、都市計画道路を含む区域であること。</p> <p>(3) 施行面積が10ヘクタール以上であること。</p> <p>(4) 事業施行後における施行地区内の道路、水路、公園等公共の用に供する土地の面積が施行地区の面積の10パーセント以上であること。</p> <p>(5) 施行地区内に都市計画道路又は幅員10メートル以上の道路の新設又は改良を含むこと。</p> <p>(6) 上記(1)、(2)及び(4)の各要件に該当し、施行面積が5ヘクタール以上10ヘクタール未満の地区は、市長が特に必要と認める場合に限り助成措置を受けることができます。</p> <p>2 補助金の交付対象となる経費は、次のとおりです。</p> <p>(1) 組合等設立認可がされた後の埋蔵文化財の調査経費</p> <p>ただし、組合等設立認可前に文化財調査を実施する必要がある、市長が必要と認めた場合は、補助事業者を組合等の設立認可前の組合設立準備委員会等とする。</p> <p>(2) 組合等設立認可がされた後の道路整備事業に係る工事費及び用地費</p> </td> </tr> </table>	<p>補助事業者</p>	<p>組合等</p>	<p>交付の対象となる事業の要件及び経費</p>	<p>1 助成措置の対象となる事業要件は、次に該当するものです。</p> <p>(1) 本市の都市計画に従うこと（公共施設等に関し市と設計協議（設計変更を含む）が成立していること。）。</p> <p>(2) 市街化区域内又は都市計画用途地域内において施行するものであること。</p> <p>ただし、市街化調整区域内の場合は市街化区域に隣接する区域、又は市の都市計画マスタープランで位置づけられている新市街地とし、都市計画道路を含む区域であること。</p> <p>(3) 施行面積が10ヘクタール以上であること。</p> <p>(4) 事業施行後における施行地区内の道路、水路、公園等公共の用に供する土地の面積が施行地区の面積の10パーセント以上であること。</p> <p>(5) 施行地区内に都市計画道路又は幅員10メートル以上の道路の新設又は改良を含むこと。</p> <p>(6) 上記(1)、(2)及び(4)の各要件に該当し、施行面積が5ヘクタール以上10ヘクタール未満の地区は、市長が特に必要と認める場合に限り助成措置を受けることができます。</p> <p>2 補助金の交付対象となる経費は、次のとおりです。</p> <p>(1) 組合等設立認可がされた後の埋蔵文化財の調査経費</p> <p>ただし、組合等設立認可前に文化財調査を実施する必要がある、市長が必要と認めた場合は、補助事業者を組合等の設立認可前の組合設立準備委員会等とする。</p> <p>(2) 組合等設立認可がされた後の道路整備事業に係る工事費及び用地費</p>
<p>補助事業者</p>	<p>組合等</p>				
<p>交付の対象となる事業の要件及び経費</p>	<p>1 助成措置の対象となる事業要件は、次に該当するものです。</p> <p>(1) 本市の都市計画に従うこと（公共施設等に関し市と設計協議（設計変更を含む）が成立していること。）。</p> <p>(2) 市街化区域内又は都市計画用途地域内において施行するものであること。</p> <p>ただし、市街化調整区域内の場合は市街化区域に隣接する区域、又は市の都市計画マスタープランで位置づけられている新市街地とし、都市計画道路を含む区域であること。</p> <p>(3) 施行面積が10ヘクタール以上であること。</p> <p>(4) 事業施行後における施行地区内の道路、水路、公園等公共の用に供する土地の面積が施行地区の面積の10パーセント以上であること。</p> <p>(5) 施行地区内に都市計画道路又は幅員10メートル以上の道路の新設又は改良を含むこと。</p> <p>(6) 上記(1)、(2)及び(4)の各要件に該当し、施行面積が5ヘクタール以上10ヘクタール未満の地区は、市長が特に必要と認める場合に限り助成措置を受けることができます。</p> <p>2 補助金の交付対象となる経費は、次のとおりです。</p> <p>(1) 組合等設立認可がされた後の埋蔵文化財の調査経費</p> <p>ただし、組合等設立認可前に文化財調査を実施する必要がある、市長が必要と認めた場合は、補助事業者を組合等の設立認可前の組合設立準備委員会等とする。</p> <p>(2) 組合等設立認可がされた後の道路整備事業に係る工事費及び用地費</p>				

<p>交付金額</p>	<p>1 交付金額は、2及び3により算出した金額を基準とし、予算の範囲内において市長が定めます。</p> <p>2 埋蔵文化財の調査経費については、次の基準により交付します。</p> <p>(1) 試掘調査費は全額</p> <p>(2) 本調査を必要とする場合は、公共施設の用地に係る調査費用の範囲内 補助事業者が前橋市埋蔵文化財発掘調査団と委託契約した場合は、清算後の委託料の額を上記の調査費とします。 また、補助事業者が前橋市埋蔵文化財発掘調査団以外の者と委託契約をした場合は、市が設計した場合の金額を上限とします。</p> <p>3 組合等が設立認可された後の工事費及び用地費については、次により算定した額を合算し、交付します。</p> <p>(1) 都市計画道路及び区画道路の工事費(築造費)の1/2以内(ただし、県の補助分は除きます。)</p> <p>(2) 都市計画道路及び区画道路の用地買収事業費のうち、用地費の1/2以内(ただし、県の補助分は除きます。) なお、道路整備の用地費は、事業計画書の用地費を限度とし、予算の範囲内で交付することができます。</p>
<p>交付条件</p>	<p>1 補助事業者は、前橋市組合等土地区画整理事業補助金交付指定申請書(様式第1号)を提出し、補助金要望申請書(様式第3号)を提出する前に補助金交付指定を受けなければなりません。申請が適当と認められたときは、補助金交付指定通知書(様式第2号)により通知します。 なお、前橋市組合等土地区画整理事業補助金交付指定申請書には、次の図面及び図書を添付してください。 ただし、組合等設立認可前に文化財調査を実施する場合は、次の(1)(3)(4)を添付するものとします。</p> <p>(1) 全体計画</p> <p>① 位置図(図面の縮尺は2万分の1程度)</p> <p>② 設計図(図面の縮尺は2千5百分の1程度)</p> <p>③ 事業概要書(事業の名称、位置・現況等、区域、設計概要、施行期間)</p> <p>④ 土地利用計画表及び減歩率表『土地区画整理補助事業の実施細目の改正について(平成15年6月10日国都市第85号国土交通省都市・地域整備局市街地整備課長通知)様式第一実施計画書(以下「実施計画書」という。シート2)』</p> <p>⑤ 資金計画(収入)(実施計画書 シート4)</p> <p>⑥ 資金計画(支出)(実施計画書 シート5)</p> <p>⑦ 資金計画(年度別)(実施計画書 シート6)</p> <p>(2) 工事費及び用地費の根拠</p> <p>① 都市計画道路築造費根拠 ・標準断面図</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・積算根拠（設計書） ②用地費根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定書 ・地価区分図 ・丈量図 ・地価現況一覧表 ・用地費積算表 (3) 埋蔵文化財調査費の根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財調査計画書（概算調査費） (4) その他指示する参考図及び図書 <p>2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとする前年度に、土地区画整理事業補助金要望申請書（様式第3号）を提出し、同年度中に補助金交付の内示を受けなければなりません。申請が適当と認められたときは、補助金内示書（様式第4号）により通知します。</p> <p>なお、土地区画整理事業補助金要望申請書には次の図面及び図書を添付してください。</p> <p>ただし、組合等設立認可前に文化財調査を実施する場合は、この限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 施行箇所図 (2) 要望調書 (3) その他指示する参考図書 <p>3 補助事業者は、補助事業について行われる検査の結果、適性を欠くものについて改善の指示を受けたときは、速やかに対処しなければなりません。</p> <p>4 請負その他の契約の締結を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に準じて行なわなければなりません。ただし、随意契約による場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令代16号）第167条の2の定めに従って行なわなければなりません。</p> <p>5 補助対象工事の発注については、「前橋市建設工事業者選定要領」に準じて行なわなければなりません。ただし、随意契約等特別な理由がある場合は、この限りではありません。</p> <p>6 補助事業者は、事業の一部を他の者に委託しようとするときは、市長の承諾を得なければなりません。</p> <p>7 補助事業者は、委託契約を締結するときは、受託者がこの要項に規定する内容を履行することを確認し、そのことを委託契約書に明記しなければなりません。</p> <p>8 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を備え付け、組合解散まで保存し、補助金等の使途を明らかにしておかなければなりません。</p> <p>9 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次の財産を、承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはいけません。ただし、補助事業者が補助金の全部</p>
--	--	---

		<p>に相当する金額を返還した場合及び補助金の交付の目的並びに当該財産の耐用年数を勘案して一定期間を経過した場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) 不動産及びその従物</p> <p>(2) 機械及び重要な器具で定められたもの</p> <p>(3) その他補助金等の交付の目的を達成するため、特に定められたもの</p>
交付申請	交付申請の方法、時期等	<p>市長が定める期日までに、次の書類を事業年度ごとに提出してください。</p> <p>1 交付申請書（様式第5号）</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 補助金交付指定通知書の写し</p> <p>(2) 補助金内示書の写し</p> <p>(3) 申請額算出内訳</p> <p>(4) 実施設計書及び図面（工事に関する補助の場合）</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
の 手 続 等	交付決定の時期等	<p>1 申請書類等の内容を審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。（交付決定通知書（様式第6号））</p> <p>2 交付決定を受けた場合、補助事業着工届（様式第7号）を提出してください。</p>
	請求の方法、支払時期等	<p>1 実績報告書を提出し、補助金額が確定した後、次の書類により請求してください。</p> <p>(1) 補助金交付請求書（様式第12号）</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>ア 交付決定通知書の写し</p> <p>イ その他参考となる資料</p> <p>2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</p>
	対象事業等が、変更、中止又は廃止となった場合の手続	<p>1 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、変更等の手続が必要となります。</p> <p>ただし、通常の内容変更等の軽微なものは、この限りではありません。</p> <p>2 上記の場合は、変更等を行う前に、変更等承認申請書（様式第8号）及び変更に関する図面・図書を提出し、承認の決定を受けなければなりません。</p>
	変更等承認決定の時期等	<p>変更等承認申請書を受理した日から30日以内に、承認の可否を決定し、通知します。</p> <p>（補助金交付変更通知書（様式第9号））</p>
	実績報告書等の提出	<p>1 補助金交付指定を受け、又は補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業完了後30日以内に次の書類により報告してください。</p> <p>(1) 実績報告書（様式第10号）</p> <p>(2) 添付資料</p> <p>ア 事業報告書（様式第13号(1)～(4)）</p> <p>イ 収支決算書</p>

	<p>ウ 請負契約書の写し エ その他市長が必要と認める資料</p> <p>2 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定し、通知します。 (補助金額確定通知書(様式第11号))</p>
<p>交付決定の 取消し又は 補助金の返 還</p>	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) この要項に違反したとき (2) 事業を中止し、又は廃止したとき (3) 正当な理由がなく事業の施行を著しく遅延させたとき (4) 法令の規定により施行の認可を取り消されたとき (5) その他、補助金に関する申請、補助金の使用等について不正行為があると認められたとき</p> <p>2 補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、定められた期限までに返還しなければなりません。</p> <p>3 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、前橋市税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例(昭和39年前橋市条例第25号)の規定により算出した延滞金を納付しなければなりません。</p>
<p>申請書等の 書式</p>	<p>1 前橋市組合等土地区画整理事業補助金交付指定申請書(様式第1号) 2 補助金交付指定通知書(様式第2号) 3 土地区画整理事業補助金要望申請書(様式第3号) 4 補助金内示書(様式第4号) 5 交付申請書(様式第5号) 6 交付決定通知書(様式第6号) 7 補助事業着工届(様式第7号) 8 変更等承認申請書(様式第8号) 9 補助金交付変更通知書(様式第9号) 10 実績報告書(様式第10号) 11 補助金額確定通知書(様式第11号) 12 補助金交付請求書(様式第12号) 13 事業報告書(様式第13号(1)～(4))</p>